

年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成 19 年 7 月 10 日 総務大臣決定
平成 19 年 12 月 26 日 一部改正
平成 21 年 6 月 25 日 一部改正
平成 22 年 1 月 1 日 一部改正

はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

第 1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する旧社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、国（厚生労働省）側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

第 2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘

って、「第1 基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実等を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

第3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

第4 その他

- 1) 厚生年金（脱退手当金に係るものを除く。）において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、国（厚生労働省）の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、あっせん案の作成を行う。
- 2) 別表1から別表3までについては、今後とも、必要に応じ追加等の見直しを行う。

(別表1)

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうちの一部を省略できる場合もある。

国民年金	
調査対象	調査事項
申立人	(聴取及び確認事項の例) <ul style="list-style-type: none">・ 申立てに至った経緯、申立期間の保険料の納付状況等(納付時期、場所、方法、金額、一緒に納付していたとする者の有無等)・ 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入手続の状況、申立期間以外の保険料の納付状況)・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 (収集資料の例) <ul style="list-style-type: none">・ 国民年金手帳及び年金手帳・ 預貯金通帳等・ 確定申告書(控)等税務関係資料・ 領収証書及び預り証(申立期間以外のものも含む。)・ 家計簿等・ 日記及びメモ
配偶者、親族、知人等	(聴取及び確認事項の例) <ul style="list-style-type: none">・ 申立人の納付状況、申立期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等
集金人、自治会の役員等	(聴取及び確認事項の例) <ul style="list-style-type: none">・ 申立人の納付状況、当時の集金実態等
市町村	(聴取及び確認事項の例) <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間当時の事務取扱等・ 国民健康保険の加入及び納付状況 (収集資料の例) <ul style="list-style-type: none">・ 被保険者名簿等・ 戸籍謄本、住民票等・ 課税証明書等地方税関係資料・ 広報誌等
事務センター等	(聴取及び確認事項の例) <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間当時の事務取扱等 (収集資料の例) <ul style="list-style-type: none">・ オンライン記録・ 国民年金手帳記号番号払出簿・ 特殊台帳等
第三者委員会の先例等	(確認事項の例) <ul style="list-style-type: none">・ 類似先例等の有無・ 申立てと近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村における類似申立ての有無

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
調査対象	調査事項
申立人	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、申立期間当時の勤務実態（業務内容、勤務形態、入退社の時期等）及び保険料控除の状況 ・ 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況 ・ 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、申立期間当時の状況に関する証言を得られる同僚の有無等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書 ・ 源泉徴収票 ・ 確定申告書（控）等税務関係資料
事業主等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の勤務実態及び保険料控除の有無 ・ 申立人に係る届出及び保険料納付の有無 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、厚生年金への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等
同僚等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、給与の支給実態等
国民健康保険組合、健康保険組合又は厚生年金基金	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の加入状況
都道府県労働局等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の加入状況
法務局	<p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿の謄本
市町村	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の加入状況 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳（旧台帳）
第三者委員会の先例等	<p>（確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

脱退手当金	
調査対象	調査事項
申立人	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等(退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事業所における退職者への慣行等) ・ 申立期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、厚生年金等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等) ・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳 ・ 国民年金手帳 ・ 退職金の支給明細書
配偶者、親族、知人等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人から脱退手当金に関することを聞いたか否か等
事業主等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等 ・ 退職金支給の有無、その金額等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金請求に関する資料 ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規程等
同僚等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等
厚生年金基金	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金規約上の脱退一時金の支給規定の有無、申立人に対する支給の有無等
市町村	<p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者台帳(旧台帳) ・ 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料 ・ 国民年金手帳記号番号払出簿
第三者委員会の先例等	<p>(確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

(別表2)

この表に掲げる関連資料及び周辺事情は例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。

国民年金	
保険料納付の有無	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがある。・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間の回数が、少数にとどまる。・ 申立期間が短期間である。・ 申立期間以外の残余の期間は納付済みである。・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。・ 申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。・ 納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。・ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できる。・ 申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。・ 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。・ 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。・ 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

<p>特例納付保険料 の納付の有無</p>	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されている。 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。 ・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例納付を行ったとする時期は納付できる期間内である。 ・ 特例納付で納付したとする金額は、実際に申立期間について納付した場合に必要な金額におおむね一致している。 ・ 特例納付を行ったとする時期において、申立期間は強制加入期間と記録されていた。 ・ 特例納付を行ったとする時期以後は、未納期間が存在しない。 ・ 特例納付を行ったとする場所は、当時納付できる場所であった。 ・ 申立人が申立期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。 ・ 申立人が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。 ・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。
---------------------------	---

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
加入期間の相違 全部記録なし （適用事業所あり）（注１）	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な資格得喪に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立期間に係る届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立人に係る保険料が納付されたことが確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する資格得喪が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国（厚生労働省）の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額の変定の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録において、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 ・ 申立期間において保険料が控除されていたとする事業主、同僚等の証言がある。 ・ 申立人と同時期に入社し、同種の業務を行っていた同僚に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 申立期間に勤務していた同僚のおおむね全員に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 事業主、同僚の証言等により、申立人の勤務形態及び業務内容は勤務期間中変更がないことが確認できる。 ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる。

<p>全部記録なし (適用事業所なし)(注2)</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さかのぼって事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除され、かつ、当該事業所が適用要件を満たしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。
<p>標準報酬月額等の相違(注3)</p>	<p>○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る標準報酬月額等の届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が納付されたことが確認できる。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国(厚生労働省)の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の標準報酬月額等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が控除されていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料控除が確認できる。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事記録、事業主の証言等により、申立てに対応する給与額の支給等が確認できる。 ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立てに対応する給与額の支給が確認できる。 ・ 同僚の給与明細書等により、当該同僚に標準報酬月額等に基づく保険料を上回る保険料の控除が確認できる。

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	<p>○ 申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失後おおむね1年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。 ・ 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録がない。 ・ 事業主、同僚等の証言により、当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことが確認できる。 <p>○ 申立人本人が請求したとは考え難い事情</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金の支給決定がなされた日より前の厚生年金の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。 ・ 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)等において、申立人の姓は改姓されていない。 ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時又はその後間もなく国民年金、厚生年金等に参加し、かつ、国民年金については、保険料を納付している。 ・ 申立人が、将来の年金受給を期待し、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、脱退手当金の支給を疑わせる関係者の証言がある。 <p>○ 事務処理上、脱退手当金の支給を疑わせる事情</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。 ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)

	<p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされている。 ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていない。 ・ 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）等の氏名又は生年月日が申立人のものと異なっている。 ・ 脱退手当金の支給記録がある同僚の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿（原票）には、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、申立人に係るもののみ、その表示がない。 ・ 当時、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳（旧台帳）の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示がない。
--	--

(注1) 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注2) 当該事業所は適用事業所の届出を行っておらず、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注3) 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等が国（厚生労働省）の年金記録と異なっているケースである。

(別表3)

国民年金	
保険料納付の有無	<p>○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの (制度上納付が困難な事情があるもの、申立期間の全部若しくは一部が平成9年1月以降であるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。)</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがあるもの・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないもの・ 申立期間が1年以下であるもの・ 申立期間がおおむね2年程度に満たず、かつ、次のいずれかの肯定的な周辺事情を有するもの<ul style="list-style-type: none">ア 申立期間中、配偶者が保険料を納付済みであり、かつ、申立期間に近接する時期に、申立人と配偶者が同一年月に納付していることが確認できるものイ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できるものウ 申立期間の回数が1回、前後の時期は保険料を納付済みであり、かつ、申立期間以外の残余の期間は納付済みであるもの
特例納付保険料の納付の有無	<p>○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの (制度上納付が困難な事情があるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。)</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
<p>加入期間の相違 全部記録なし （適用事業所あり） 標準報酬月額等の相違</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪又は標準報酬月額等に係る届出をしていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪等の届出をしていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な資格得喪、標準報酬月額等に係る届出書等が確認できるもの ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る届出が行われていたことが確認できるもの（旧社会保険事務所（年金事務所）への届出書と当該関連制度への届出書に一体性があると確認できる場合に限る。） ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る保険料が納付されたことが確認できるもの ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できるもの ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額等の改定の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できるもの <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、保険料が控除されていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できるもの

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	<p>○ 脱退手当金を受給していないものと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、脱退手当金を受給していたことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表 2 に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの（当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所（年金事務所）において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できるものを除く。） ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされているもの ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていないもの ・ 別表 2 記載の申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情及び申立人本人が請求したとは考え難い事情のいずれもあるもの ・ 別表 2 記載の申立人本人が請求したとは考え難い事情が複数あるもの